

B 制度の不備もしくは理不尽な社会慣行が遺族を苦しめている例

1) 自殺への偏見が制度の不備、社会慣行により助長されている代表例

① 賃貸住宅内で自殺者が発生した場合の遺族(相続人、連帯保証人)への損害賠償請求

過剰な請求の例

- ・ ベランダで自殺にした事例で、部屋の中には損耗がないにもかかわらず、フローリング、壁紙、キッチンに入れ替え、玄関の改修などを行い、その費用として、約4百万円を請求した事例
- ・ 築30年以上を経過した一軒屋の中の自殺で、損耗と関係のない床下の配管工事まで含めた改修費用として約5百万円を請求した事例
- ・ 浴室での一酸化炭素自殺の事例において、部屋には損耗がないにも関わらず改修費用5百万円を請求
自死に対する偏見により、物件内に物理的な損耗が存在しないにもかかわらず、主観的な嫌悪感などから過大な改修による、請求が行われています。¹

賃貸住宅の家賃補償請求の例

遺族が相続人であったり、連帯保証人になっている場合、家賃減収分について遺族(保証人)が補償すべきとオーナー側が主張・請求するケースが近年増加しています。〔新聞報道参照〕

中には、不動産管理会社が不安をあまり(土地の価値が下がるとか)、不動産オーナーが知らないまま、不動産管理会社が勝手に法外な金額(5千万円)を請求していたとの報告もあります。

家族を自死により喪った悲しみと精神的ダメージが深い中で過大な請求を受け、賃貸人側からの強硬な請求に対して抵抗できずに支払ってしまう例、遺族自身が世間に対して申し訳ないと感じてしまい支払いに応じてしまう例、なども少なくありません。

賃貸住宅の損害賠償請求は、「賃借人には、賃貸借契約に基づき、不動産の市場価値を毀損する『自殺』という行為を回避する義務(善管注意義務)がある。」、従い「賃借人の自殺は、賃借人による賃貸借契約違反である。」とのクレームに基づき、遺族に対して損害賠償請求が行われているものです。² このような請求を認めることは、自殺に対する偏見を容認、助長するだけでなく、故人の尊厳を侵すもので問題であると考えます。

(補足) 過去あまり例のみられなかった賃貸住宅の損害賠償請求事件が近年増加しています。全国的に賃貸住宅に空き家が増えてきていることも一因ではないかと推察されます。

(補足意見) 保険加入促進等により、社会全体での負担を回す必要があるのではないかと考えます。

② 自殺に伴う不動産物件の過剰な告知慣行 (この資料では、説明を省略します)

③ インターネットにおける事故物件紹介サイトの登場

(例) <http://www.oshimaland.co.jp/> 大島てる(全国の事故物件情報。自殺、殺人、火災死等)一方で、事故物件処理をうたう、不動産業者も多数存在しています。

(補足) プライバシーの観点から問題があるとともに、社会的偏見を助長しています。

¹ 原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについての意見書(平成23年7月15日) 自死遺族支援弁護団ほか賛同団体

² いわゆる「心理的瑕疵」とのクレームに基づく賃貸住宅損害賠償請求の問題は、英、米、独、仏など主要諸国においては生じていないとのこと。日本の状況を是正する必要があると考えます。

2) 制度上の不備の代表例 ～ 当然限定相続制度の未整備

「親や夫の借金を、子どもや妻が返済する義務はない。」これは現代社会の基本ルールです。しかし、わが国では、故人の負債(借金、連帯保証、損害賠償債務など)が資産を上回り、相続財産がマイナス(負の遺産)のときであっても、熟慮期間中に「相続放棄」の手続きをとらないと、このマイナスの債務を負担する責任が遺族(法定相続人)に生じます³。熟慮期間は原則3ヶ月と短期間です。このため東日本大震災では被災地において熟慮期間を延長する特別措置が行われました。

「相続放棄」に関連して、様々な困難が多くの自死遺族に生じています。

- ・「相続放棄」を知らずに、支払う義務のない多額の借金を返済した例
- ・相談窓口や法律家に相談したが、『相続放棄』についての説明がなかったため、時機を逸して(3ヶ月が徒過して)相続放棄できなかった例
- ・逆に、不安な心情から慌てて相続放棄をしてしまい、重要な請求権を失ってしまった例
- ・相続放棄熟慮期間満了直前に、債務の支払い請求、損害賠償請求などが行われる例も数多く報告されています。

(自死遺族に多くの困難が生じる背景)

遺族の場合、熟慮期間中に適切な相続放棄手続きを取ることができないケースが多く見られる理由として、次の様な背景があると考えられます。

- ・精神的なダメージが深く、その回復が長期にわたること。この結果、社会生活にも長期にわたって影響出ることも少なくないこと。
- ・自殺で亡くなったことを周囲の人に話せずに一人で苦しみ、地域・社会から孤立してしまっている遺族が多く、適切な相談機関にアクセスできないこと。
- ・折角相談しても、行政の相談窓口や弁護士等から適切なアドバイス・支援が受けられなかったという例が少なくないこと。

(諸外国の制度)

英国では、既に13世紀から相続人の法律上の債務についての責任は、遺産の総額の範囲内とされており、近代相続法においては、「相続財産を超えて相続人が責任を負うことはない＝当然限定相続」が原則と考えられます⁴。現在世界の主要諸国の大多数でこの原則が採用されており、わが国のように熟慮期間(原則3ヶ月)を過ぎると単純承認とみなされ、遺族(相続人)に相続遺産の額を超える支払義務が生じてしまう制度は、当研究会で確認の限り(歴史的経緯から日本に類似の法制を持つ韓国を除き)、海外諸国には存在しません。(調査対象国：英米法、ドイツ、フランス、スイス、ロシア、中国⁵、

³ 日本でも限定承認の制度がありますが、あまり利用されていないのが現状です。

「(限定承認は)合理的な制度であるにもかかわらず、実際にはあまり使われていない。(2000年に746件)利用が少ない理由は、手続の面倒さにある。」(民法IV〔補訂版〕親族・相続 内田 貴 P451)

⁴ 民法典編纂当時の論争でみたとおり、家族制度的相続法においては、限定承認は例外的制度としてとどまらざるをえなかった。しかるに現行法は、家族制度を廃し、相続を純然たる財産相続としたのであるから、財産関係における個人責任主義を導入して、限定承認を本則とすべきではなかったか。果して、この点については、近代的相続法においては、ドイツ・フランス等のように、限定承認を原則とすべきであるとする学説が、相次いで現れている。(新版注釈民法 相続(2) P499)

⁵ 中国には「父の債務を息子が弁済せよ」「夫の債務を妻が弁済せよ」という伝統的な考え方が存在した。この封建的な習慣から相続人を救済し、保護するための法的手段が限定相続原則であるとされている。

韓国⁶、台湾、フィリピン、ベトナム、タイ、インドネシア、ブラジル、エジプト、シリア、チュニジア)

(制度見直しの必要性)

そもそも専門家でさえ適切なアドバイスができない場合のある「相続放棄」手続きについて、一般の国民が十分理解しているとは、とても考えられないのが現状ではないでしょうか。国民が熟慮期間中の手続きを怠った場合、その責任(相続財産の額を超える債務の支払い義務)が全て本人(相続人)に生じるとする現在のわが国の制度には問題が多いと考えられます。

家庭裁判所への「相続放棄」申請数は、近年大幅増加の傾向にあり、平成22年度は16万余りでした⁷。民法が編纂された明治時代と異なり、今の社会では、クレジット、各種ローン、連帯保証などにより、多重債務も発生し易い社会環境になっています。相続放棄手続きを取ることができなかったことによる悲劇も、自死遺族に限らず、多くの国民の間で起きているものと考えられます。現状の調査、把握と制度改善も含めた適切な対応が望まれます。

3) 遺族を苦しめる制度・慣行の不備(その他の例)

(1) 生命保険関係

- ① 商法第680条 (『被保険者が自殺、決闘その他犯罪又は死刑の執行に因りて死亡したるとき』)が旧来のままとなっていること。

(補足) 生命保険には、約款が設けられています。約款所定の免責期間経過後は、支払いの対象となることが、最高裁判決でも示されています。この商法条文は不要であるばかりでなく、旧来の認識で「自殺」を捉え、犯罪行為と同列に置いたままになっており、国民の誤解を招く不適切な記載となっているのではないでしょうか。

- ② 住宅ローン借り換え時に、団体信用生命保険(契約者・死亡保険金受取人＝銀行)が新規契約扱いとなり、自殺免責(契約より1年間)が適用され、ローン会社から一括支払い請求される事態が生じていること。

(補足) この様な場合まで、一律免責の対象とするのは極めて理不尽ではないでしょうか。

- ③ 「精神疾患等の場合には、自殺免責は、適用されないことがある」旨が保険約款に記載されていない場合が多いこと。

(補足) 現状、記載のある保険会社と無い保険会があります。記載がないため現場、遺族が誤解する例も。

(2) 健康保険等の適用除外

自殺(含、未遂)の場合、健康保険が適用除外となり、高額な医療費が発生する問題。

- ・借金苦で自殺を図り意識不明で入院中の長男を母親が刺殺(2010年4月報道)
- ・救急車で搬送された際、病院で、健康保険が適用になるかどうか、健康保険組合への確認を求められて大変つらい思いをしたとの遺族の声があります

(補足) 厚労省から、「精神疾患に当たると認めることができる場合には、保険対象とすることができる」旨、健康保険組合等に通達が出ていますが、健康保険法の『被保険者の故意による場合は給付を行わない』との規定はそのまま、明確でない部分が残されていることから、上記の様な問題は解決していません。

⁶ 韓国では、2002年の民法一部改正により、特別限定承認制度(単純承認したか単純承認とみなされた後であっても、限定承認ができる制度)が創設された。

⁷ 1970年代から80年代を通じて概ね5万件未満であった申請数は、90年を境に増加に転じ、近年16万件を越えています。

(3) 検案料の遺族への請求

病院へ駆けつけた遺族に、検案料(数万円～20万円)が請求される地域があります。支払わなければ死亡届が出せず葬儀ができません。犯罪防止など公益目的で実施されている検案の費用が、遺族に請求されているのは問題だと考えます。

(補足) 検案料は、遺体の死因を明らかにするために医師に支払う費用。犯罪被害の場合は、無償。地域によって遺族の負担額はばらばらになっています。一部地域では20万円の請求を受けた例も。東京都の場合は自己負担なし。「検案は犯罪死の見逃し防止という公益を目的としており、改善が必要」との認識は関係省庁にもありますが、現在まで是正されないままになっています。

(注) 過労自殺、いじめ、医療過誤などの問題も重要ですが、この資料には含めておりません。

4) 遺族の置かれている状況

この様な様々な問題に直面した遺族が、泣き寝入りになってしまっている例、行政の相談窓口や弁護士に折角相談しても、適切なアドバイス・支援が受けられなかったという例が少なくありません。

その背景として、次の様な状況があげられます。

- ・ 自殺で亡くなったことを周囲の人に話せずに一人で苦しみ、地域・社会から孤立してしまっている遺族が多く、適切な相談機関にアクセスできていない。自責の念が強いことや、死因が知れることの恐れる余り、必要な手続きを取ることを躊躇してしまうケースも少なくないこと。
- ・ 一般の相談窓口での対応者(含、行政、弁護士など)に、遺族の置かれている状況への理解、配慮が十分でないこと。

以上